

□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合

(1) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

(一) 通所による入所者の定員が 4 人以下の場合

- a 区分 A 738単位
- b 区分 B 715単位
- c 区分 C 692単位

(二) 通所による入所者の定員が 5 人以上10人以下の場合

- a 区分 A 1,226単位
- b 区分 B 1,216単位
- c 区分 C 1,207単位

(三) 通所による入所者の定員が11人以上20人以下の場合

- a 区分 A 871単位
- b 区分 B 866単位
- c 区分 C 861単位

(2) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

- (一) 区分 A 939単位
- (二) 区分 B 865単位
- (三) 区分 C 791単位

(3) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 420単位

注 1 旧指定身体障害者療護施設（指定身体障害者施設基準第 2 条第 2 号に規定する指定身体障害者療護施設及び旧指定身体障害者更生施設又は旧指定特定身体障害者授産施設（第 3 の 1 の注 1 に規定する旧指定特定身体障害者授産施設をいう。）であって旧身体障害者福祉法第 5 条第 4 項に規定する身体障害者療護施設支援（以下「旧身体障害者療護施設支援」という。）に相当するサービスを提供するものをいう。以下同じ。）において、指定旧法施設支援（旧身体障害者療護施設支援に相当するものに限る。以下この第 2 において同じ。）を行った場合に、入所者の障害種別等に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 旧身体障害者療護施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

3 専ら旧指定身体障害者療護施設の職務に従事する常勤の医師を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 入所定員が30人以上40人以下の場合 58単位
- ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 34単位
- ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 24単位
- ニ 入所定員が91人以上の場合 17単位

4 区分 A に該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、当該旧指定身体障害者療護施設の職務に従事する指定身体障害者施設基準第 4 条第 1 項第 2 号、第 5 条第 1 項第 2 号、第 6 条第 1 項第 2 号、第 7 条第 1 項第 2 号、第 43 条第 1 項第 2 号、第 49 条第 1 項第 2 号又は第 50 条第 1 項第 2 号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で、入所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を 15 で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 99 単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 48 単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

5 医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者である入所者に対して、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、遷延性意識障害者加算として、1 日につき 31 単位を所定単位数に加算する。

6 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者（以下「筋萎縮性側索硬化症等障害者」という。）である入所者に対して、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算として、1 日につき 63 単位を所定単位数に加算する。

7 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、旧指定身体障害者療護施設の職務に月に 2 回以上従事する神経内科の診療に相当の経験を有する医師を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、神経内科医加算として、1 日につき 44 単位を所定単位数に加算する。

8 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、旧指定身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を、指定身体障害者施設基準第 43 条第 1 項第 2 号ロに規定する員数に加えて、常勤換算方法で 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、看護師加算として、1 日につき 258 単位を所定単位数に加算する。

9 旧指定身体障害者療護施設の 1 月間の入所による指定旧法施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数又は通所による指定旧法施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数に身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により市町村が行った措置に係る入所者の在所日数の合計数を加えた数（以下この注 9 において「実利用延べ日数」という。）が、当該旧指定身体障害者療護施設の加算算定基準数を超えない場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、1 日につき次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該旧指定身体障害者療護施設が、入所者から当該入所者が受けた指定旧法施設支援に係る利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の利用者負担額を超える金額を徴収した場合には、加算しない。

算式  

$$(\text{加算算定基準数} - \text{実利用延べ日数}) \times \text{当該旧指定身体障害者療護施設における区分 A の所定単位数} \div \text{実利用延べ日数}$$

2 入院・外泊時加算

入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この 2 において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合に、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合は、次に掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 入所定員が 10 人の場合 320 単位
- ロ 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合 320 単位
- ハ 入所定員が 30 人以上 40 人以下の場合 320 単位
- ニ 入所定員が 41 人以上 60 人以下の場合 320 単位
- ホ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 314 単位
- ヘ 入所定員が 91 人以上の場合 282 単位

3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して 30 日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 71 単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に 1 日につき 97 単位を加算する。